

## 新居浜市・別子山村合併協議会運営申し合わせ事項（案）

新居浜市・別子山村合併協議会規約第9条第3項の規定に基づき、協議会会議の運営等に関し、次のとおり定める。

### 1 合意の方法

(1) 議事は全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、十分な議論を尽くした上で意見が分かれた場合は、協議会においては会長、小委員会においては委員長の判断により、出席委員の3分の2以上をもって決定とする。

(2) ただし、協議会の運営に関する事項や、会議の公開、非公開については、出席委員の2分の1以上をもって決定とする。

### 2 事前提案の原則

調整案の協議については、原則として、協議を行う会議の前の会議において事前提案し、説明及び質疑応答を行うものとする。

### 3 会議録の作成

協議会会議録は、要旨のみ記録を行い公開するが、公開にあたっては発言者の氏名は公表しない。

### 4 傍聴の取扱い

(1) 協議会及び小委員会の会議は、原則として公開する。

(2) 協議会及び小委員会については、事前に公開、非公開の協議を行い決定する。

なお、この決定については、可能な限り協議会終了後、次回の公開、非公開の決定について判断する。

(3) 会議の開催にあたっては、会議の秩序維持を図るため、別に定める傍聴要領を傍聴者に配布することにより、周知することとする。

### 5 資料提供の取扱い

会議資料は、原則として傍聴者に配布することとするが、量が膨大である場合や、相当の経費を要する場合など、会議の資料と同様のものを配布することが困難な場合は、資料の概要がわかるものをもって代えることができることとする。

## 傍 聴 要 領

### 1 傍聴する場合の手続

- ( 1 ) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、受付で氏名及び住所を記入し、審議会の会長の許可を得たうえで、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- ( 2 ) 傍聴の受付は、先着順で行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

### 2 会議の秩序維持

- ( 1 ) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- ( 2 ) 傍聴者が、3の規定に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。

### 3 会議を傍聴するに当たって守るべき事項

傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、次の事項を守ってください。

- ( 1 ) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により、公然と可否を表明しないこと。
- ( 2 ) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- ( 3 ) 会場において、飲食又は喫煙をしないこと。
- ( 4 ) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、審議会等の会長の許可を得た場合は、この限りではない。
- ( 5 ) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。